

政党機関紙の庁舎内の勧誘・集金・購読の調査を求める陳情

<陳情の要旨及び理由>

全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、神奈川県民の会は、神奈川県各市町村に「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情」を9月議会に出して、大和市、座間市、伊勢原市、海老名市、厚木市、清川村、寒川町が採択、趣旨了承され、庁舎内における政党機関紙が改善されました。

しかし大磯町では机上配布の為に実態が不明です。机上配布の理由はいろいろあると思いますので、今回は、議会から行政への実体の調査を要望するようお願いする陳情をいたしました。

理由は、具体例として、千葉県長生（ちょうせい）村議会は、令和5年6～7月、議員から職員へのハラスメントアンケート調査を実施しました。その結果、職員が受けているハラスメント行為の上位4番目に「政党機関紙の勧誘、購読の強要」があげられました。その数は、「食事・酒を強要される」「理不尽な罵倒を受ける」の2倍以上の数でした。さらには、そのハラスメントを、職員は「誰にも相談できなかった」というのです。

庁舎内において、議員による職員に対するパワハラ行為、セクハラ行為などは絶対に放置してはなりません。2020年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。全国自治体において「心理的圧力を感じた」という深刻な実情が報じられていることから、大磯町においても、政党機関紙の勧誘行為に関して心理的圧力を感じている職員がいないか現状把握に努めてください。

<陳情項目>

大磯町役場内においても、職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、その際に心理的な圧力を感じたという実態が本当でないかどうかを、職員に寄り添って調査・確認するように行政に求めてください。

令和5年11月14日

大磯町議会議長
吉川 重雄殿

241-0025 神奈川県横浜市旭区四季美台 55-6
政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める神奈川県民の会
代表 出井健三郎
電話 070-6552-8534

